

第9 屋外消火栓設備の技術基準

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>1 加圧送水装置 加圧送水装置は、規則第 22 条第 9 号、第 10 号及び平成 9 年消防庁告示第 8 号の規定によるほか、次によること。 (1)～(2) (略) (3) 高架水槽を用いる加圧送水装置は、次によること。 ア 消防用ホースの摩擦損失水頭は、<u>(2)ウ</u>の規定を準用する。 ★ イ 加圧送水装置の吐出量は、<u>(2)イ</u>のポンプ吐出量を充足すること。◆ (4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、第 2 屋内消火栓設備の技術基準 2(4)イからエまでの規定を準用するほか、次によること。 ア 消防用ホースの摩擦損失水頭は、<u>(2)ウ</u>の規定を準用する。 ★ イ 加圧送水装置の吐出量は、<u>(2)イ</u>のポンプ吐出量を充足すること。◆ (5)～(7) (略) (8) 加圧送水装置の耐震措置 第 2 屋内消火栓設備の技術基準 2 <u>(8)</u>の規定を準用する。★</p> <p>2 水源等 第 2 屋内消火栓設備の技術基準 3(1)<u>ア、イ</u>及び(2)から(5)の規定によるほか、水量が屋外消火栓の設置個数（当該設置個数が 2 を超えるときは、2 とする。）に 7 m³を乗じて得た量以上の量とする。★</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 屋外消火栓の位置 (1) 位置 <hr/> <hr/> <hr/> ア 消火栓は_____, 防火対象物の出入口（その他の開口部で、消火活動時容易にホースを延長して進入できるものを含む。）に設けること。 <hr/> イ <u>消火栓を防火対象物の周囲に設置した場合、</u> _____各消火栓から水平距離 40 m<u>以内に包含されない</u> <hr/> _____部分が、防火対象物の中央部に生ずるときは、<u>令第 19 条第 4 項の規定の例により、</u>当該部分に屋内消火栓を有効に設置すること。 ただし、建物構造上又は機械設備の設置状況等により、屋内消火栓を設置することが困難な場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じたポンプ吐出量とし、かつ、当該部分の直近の消火栓に必要なホースを増加することにより、令第 32 条の規定を</p>		<p>1 加圧送水装置 加圧送水装置は、規則第 22 条第 9 号、第 10 号及び平成 9 年消防庁告示第 8 号の規定によるほか、次によること。 (1)～(2) (現行に同じ。) (3) 高架水槽を用いる加圧送水装置は、次によること。 ア 消防用ホースの摩擦損失水頭は、<u>前(2)ウ</u>の規定を準用する。 ★ イ 加圧送水装置の吐出量は、<u>前(2)イ</u>のポンプ吐出量を充足すること。◆ (4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、第 2 屋内消火栓設備の技術基準 2(4)イからエまでの規定を準用するほか、次によること。 ア 消防用ホースの摩擦損失水頭は、<u>1(2)ウ</u>の規定を準用する。 ★ イ 加圧送水装置の吐出量は、<u>1(2)イ</u>のポンプ吐出量を充足すること。◆ (5)～(7) (現行に同じ。) (8) 加圧送水装置の耐震措置 第 2 屋内消火栓設備の技術基準 2 <u>(7)</u>の規定を準用する。★</p> <p>2 水源等 第 2 屋内消火栓設備の技術基準 3(1)<u>ただし書き</u>及び(2)から(5)の規定によるほか、水量が屋外消火栓の設置個数（当該設置個数が 2 を超えるときは、2 とする。）に 7 m³を乗じて得た量以上の量とする。★</p> <p>3～4 (現行に同じ。)</p> <p>5 屋外消火栓の位置 (1) 位置 ア <u>令第 19 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する「建築物の各部分」とは、1 階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上 1 m 程度）をいうものとする。</u> イ 消火栓は、<u>原則として、</u>防火対象物の出入口（その他の開口部で、消火活動時容易にホースを延長して進入できるものを含む。）に設けること。<u>ただし、令第 11 条第 4 項の規定を適用しない場合は、この限りでない。◆</u> ウ <u>令第 11 条第 4 項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、屋外消火栓設備にあっては、各消火栓から水平距離 40 m の範囲内で、かつ、当該範囲内にホース延長することができ、有効に消火できる部分をいう。</u> <u>なお、この場合の放水距離は、おおむね 15m とすること。◆</u> <u>したがって、「有効範囲内の部分」以外の部分</u>が、防火対象物の中央部に生ずるときは、_____ _____当該部分に屋内消火栓を有効に設置すること。 ただし、建物構造上又は機械設備の設置状況等により、屋内消火栓を設置することが困難な場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じたポンプ吐出量とし、かつ、当該部分の直近の消火栓に必要なホースを増加することにより、令第 32 条の規定を</p>	<p>脱字修正</p> <p>脱字修正</p> <p>脱字修正</p> <p>脱字修正</p> <p>準用誤り修正</p> <p>参照誤り修正</p> <p>S57 消防予第 18 号 「建築物の各部分」の解釈の追加。</p> <p>追加したアの趣旨である、屋外消火栓は火災中期以降の対応のための設備という趣旨と、火災初期から必要な屋内消火栓の趣旨を踏まえて、屋内消火栓の代替とするか否かでの考え方の違いを示すため追加。</p> <p>放水距離の参考を明記し、それを指導基準とすることで、個別に実放水距離に応じて柔軟に対応できる余地を残すもの。ウ内で指導基準と法令解釈部分を明確にするため、段落分けを行う。</p>

<p>適用し、屋外消火栓を有効に設置したものとみなす。◆</p> <p>(2) 屋外消火栓箱の構造及び標示は、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 標示は、次によること。</p> <p>(7) 消火栓箱は、赤色又は朱色（<u>屋内消火栓設備の技術基準5</u>(2)イに準じて位置表示灯を設置した場合は、この限りでない。）とし、扉の前面に黄色の発光塗料で「ホース格納箱」（放水口を内蔵するものは「消火栓。」）と表示すること。この場合の文字の大きさは、1文字につき20㎢以上とすること。★</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(3)～(4) (現行に同じ)</p> <p>6～8 (現行に同じ)</p> <p><u>9 令第32条の特例基準</u> <u>第2屋内消火栓設備の技術基準9(4)の規定を準用する。</u> (以下、省略)</p>		<p>適用し、屋外消火栓を有効に設置したものとみなす。◆</p> <p>(2) 屋外消火栓箱の構造及び標示は、次によること。</p> <p>ア (現行に同じ。)</p> <p>イ 標示は、次によること。</p> <p>(7) 消火栓箱は、赤色又は朱色（<u>第2屋内消火栓設備の技術基準6</u>(2)イに準じて位置表示灯を設置した場合は、この限りでない。）とし、扉の前面に黄色の発光塗料で「ホース格納箱」（放水口を内蔵するものは「消火栓。」）と表示すること。この場合の文字の大きさは、1文字につき20㎢以上とすること。★</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(3)～(4) (現行に同じ)</p> <p>6～8 (現行に同じ)</p> <p><u>9 令第32条の特例基準</u> <u>第2屋内消火栓設備の技術基準9(4)の規定を準用する。</u> (以下、省略)</p>	<p>準用先誤り修正</p> <p>屋外消火栓にも適用できる特例基準を屋内消火栓に追加することに伴い準用先を明記。</p>
---	--	--	---